



## リスク部会 部会賞表彰細則

2023 年 2 月 13 日 リスク部会運営小委員会承認

### (目的)

第 1 条 本細則は「リスク部会規約」第 1 条、第 3 条ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」(0110) 第 1 条に基づき、リスク部会部会賞（以下、「部会賞」という）について定めることを目的とする。

### (趣旨)

第 2 条 原子力施設のリスク評価分野における若手の研究者・技術者の奨励を目的として、本分野において優れた活動をおこなっている若手研究者・技術者に対し、部会賞奨励賞を贈呈する。

### (受賞資格)

第 3 条 部会賞奨励賞の受賞資格は以下のとおりとする。

- 2 当該年度の 3 月 31 日時点で満 40 歳以下であること。
- 3 リスク部会員であること。ただし、学生については、部会員であることを要しない。

### (受賞の判定基準)

第 4 条 受賞の判定基準は以下のとおりとする。

- 2 原子力施設リスク評価分野の研究・技術開発等にかかる活動の成果を日本原子力学会「秋の大会」または「春の年会」で発表し、当該成果が学術的・技術的に優れていること。
- 3 受賞者は、「秋の大会」および「春の年会」において、毎年それぞれ 2 名以内とし、原則として少なくとも 1 名は学生とする。

### (選考方法・選考対象)

第 5 条 受賞者の選考は、運営小委員会内に設置する選考小委員会がおこなう。

- 2 選考小委員会は、部会長、副部会長および部会長が指名する運営小委員会の委員より構成する。原則として、部会長が、選考小委員会の委員長に就く。ただし、公平性を保つために、受賞候補者の共同研究者は、当該候補者の評価に関与できないこととする。
- 3 第一著者と発表者が、原則として同一であり、第 3 条（受賞資格）の要件を満たしている全ての発表を選考対象とする。ただし、受賞回数は 2 回までとする。
- 4 運営小委員会の承認を得て、部会長が、受賞者を決定する。

### (表彰時期)

第 6 条 受賞者の表彰は、部会全体会議においておこない、表彰状および副賞を贈呈する。

2 表彰状および副賞等の詳細については運営小委員会において定める。

(選考結果報告)

第7条 表彰決定後、選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

(改定)

第8条 本細則の改定は、リスク部会運営小委員会が決定し、リスク部会全体会議、部会等運営委員会ならびに理事会に報告するものとする。

#### 附則

- 1 2019年7月25日 2019年度第2回リスク部会運営小委員会制定、同日施行  
2019年9月11日 リスク部会第5回全体会議報告, 2019年10月2日 第1回部会等運営委員会報告, 2019年10月25日 第4回理事会報告
- 2 改定履歴
  - ① 2023年2月13日 2022年度第6回リスク部会運営小委員会承認, 2023年3月14日 第12回リスク部会全体会議報告, 2023年3月17日 部会等運営委員会メール報告, 2023年3月30日 第7回理事会報告

#### 附則

- 1 2023年2月13日承認の細則は、リスク部会運営小委員会承認の日から施行する。